

<裁判例 No.5 >

東京地裁平成29年5月26日

【出典】

金融・商事判例1534号42頁

※ 評釈論文

銀行法務21 827号65頁

金融・商事判例1548号2頁

ジュリスト1532号91頁

商事法務2268号49頁

【取引類型】

日経225オプション取引

【原告の属性】

甲野 昭和17年生まれの男性。定時制高校卒業後、家業を継いだ。建材リース会社を設立、代表取締役となった。本件取引開始時には引退。現物株式、仕組債、投資信託、信用取引など経験多数。

乙山 昭和45年生まれの女性（甲野の長女）。短大卒業後、正社員を経て専業主婦。現物株や信用取引の経験あり、投資の通信講座を受講するなど。

丙川 昭和49年生まれの女性（甲野の次女）。短大卒業後、派遣社員。現物株式等の取引経験あり、投資の通信講座を受講するなど。

【違法要素】

自らの相場観に基づいて取引をしていたとされた甲野は認められず、乙山と丙川に関して、取引開始後の一連取引のうちいわゆる「ロールオーバー取引」について、以下の違法要素を肯定

適合性原則違反 ○

説明義務違反 ○

指導助言義務違反 ○

※ ロールオーバー取引とは

取引係属中に取引に伴う損失の穴埋めをするために行うもので、日経平均株価が権利行使価格を下回る可能性のあるプット・オプションの売り取引について損切りをするるとともに、より権利行使価格の低い大量のプット・オプションの売り建てを行い、これによ

り得るプレミアムにより損失の穴埋めをするとともに、建玉の上限を超えることを回避するために別途買い建ても行うというもの

→ 損切りした建玉の何倍もの売り建てを行うことで、相場動向によっては損失を大幅に拡大させる危険性が極めて高い取引で、その危険性の程度を具体的に理解するのは容易ではない、それまでの取引とは異質な取引である

【指導助言義務に関する判示】

「オプションの売り取引により生じる損益は日経平均株価の変動及びそのボラティリティ等の要素により増減するものであり、損失が生じるリスクを投資家が的確にコントロールすることは困難である」から、「オプションの売り取引を勧誘する証券会社においては」「具体的な取引内容から想定されるリスクが、顧客において自己責任で引き受けたリスクを明らかに超えるものと認められる場合には、これを改善、是正するための指導又は助言を行い、損失が拡大するのを防止する信義則上又は契約上の義務を負う」

本件ロールオーバー取引は、その特性、原告らの投資経験および本件ロールオーバー取引以前のオプション取引の状況等に照らせば、これによるリスクは、原告らが自己責任で引き受けたリスクを明らかに超えるものであったと認められ、本件ロールオーバー取引の勧誘を行ったことにより、信義則上又は委任契約上の指導助言義務に違反したものである。

【法的根拠】

信義則又は委任契約上の義務

【過失相殺】

乙山 4割

丙川 基本2割としつつ、自らの相場観を述べて意思決定した部分につき6割